

鳥取縣公報

昭和二十二年五月三十日 金曜日 第千八百十三號

本書ノ大キサハ國定規格ル A判

告示

◆鳥取縣告示第二百十九號

昭和二十一年二月鳥取縣告示第七十號鳥取縣贈與米麥取扱要綱は之を廢止する。

昭和二十一年五月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◆鳥取縣告示第二百二十號

價格等取締規則第二條の規定によりフアイバー製鞆の販賣價格の届出があつたのでこれを受理した。

昭和二十二年五月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、届出人住所、名稱及び氏名

鳥取市東品治町一一四

二、届出品名及び價格

代表取締役 三 宅 將 夫

(1) 品名 フアイバー製鞆

(フアルガナイズド フアイバー ケース)

(2) 販賣價格(稅別)

製造者 卸賣者 販賣價格 圓

壹尺九寸

二一五、〇〇 二四〇、〇〇 二八八、〇〇

昭和二十一年五月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第五號第六號を削除する。

第七號を第五號とし様式中「異動期日」を「異動期間」

01067

壹尺七寸 二〇〇、〇〇 二二四、〇〇 二六八、〇〇

三、前價格は賣主の店先渡しの價格であつて荷造費及び運賃は買主の負擔とする。

四、この告示後物價廳長官又は知事が別段の額を指定したときはその額によること。

五、物價調整上必要であるときはこの物品の販賣について制限もしくは禁止することがある。

六、この價格は鳥取縣價格査定委員會の査定を受け査定證紙を貼付したものとし、査定を受けないもの

又は證紙の貼付してないものの價格は五割下げとする。

七、證紙を貼付したものの價格とし、査定を受けないもの

又は證紙の貼付してないものの價格は五割下げとする。

◆鳥取縣告示第二百二十二號

昭和二十一年四月農林省令第二十八號鮮魚介配給規則第十條並第十一條の規定により縣指定消費地域及當該地區における一荷受機關の最低責任集荷量を次のように定め六月一日からこれを施行する。

昭和二十一年五月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十一年五月三十日印刷
昭和二十一年五月三十日發行

鳥取公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行
鳥取縣
鳥取市東町
取扱

印 刷 所
鳥取縣
鳥取市東町
取扱

總務課
鳥取縣
鳥取市東町
取扱

總務課
鳥取縣
鳥取市東町
取扱

總務課
鳥取縣
鳥取市東町
取扱

總務課
鳥取縣
鳥取市東町
取扱

消費地	縣指定			
	第一、四半期	第二、四半期	第三、四半期	第四、四半期
米子市	一五、〇〇〇	五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇
倉吉町	三、〇〇〇	三、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇
鳥取市 (賀露町 を除く)	二〇、〇〇〇	六、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇

集 報

記

昭和二十一年勅令第二百二十二號に關する件
(連合國占領軍の占領目的に有害な行為に對する處罰等に關する勅令)

昭和二十一年十月二十九日付本欄參照
(昭和二十一年十月二十九日付本欄參照)

昭和二十一年四月二十六日以降本件に關係せる官報登載
連合國最高司令官發日本政府宛覺書は左記の通りである。

一、在日本公私倉庫にある全獨逸人財產の凍結押收、封鎖及び報告に關する件。
(昭和二十一年五月八日付官報參照)

一、宣傳用出版物沒收の件。
(昭和二十一年五月九日付官報參照)

記